

基 発 0328 第 1 号
令和 5 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示(令和5年厚生労働省告示第89号。以下「改正告示」という。)については、令和5年3月27日に告示されたところであり、令和8年1月1日(一部令和5年10月1日)から施行することとされている。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第2号)による改正後の石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、工作物の解体又は改修の作業(以下「解体等の作業」という。)を行う際の事前調査において、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和2年厚生労働省告示第276号)及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。)について、所要の改正を行った。併せて、特定工作物告示について、対象物を追加する改正を行った。

2 改正の概要

(1) 石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正

工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

① 特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 5 項に規定する工作物石綿事前調査者

② 特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業又は一部改正後の特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

①に掲げる者又は登録規程第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 特定工作物告示の一部改正

① 特定工作物として、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）を追加する。

② その他所要の改正を行った。

3 細部事項

(1) 特定工作物告示関係

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいうこと。

4 適用日

(1) 2 (1) 及び 2 (2) ②の適用日は、令和 8 年 1 月 1 日とすること。

(2) 2 (2) ①の適用日は、令和 5 年 10 月 1 日とすること。

基 発 0330 第 13 号
国 住 参 建 第 4754 号
環 水 大 大 発 第 2303305 号
令 和 5 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正について（通知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところです。

今般、工作物における石綿の使用実態の調査に必要な総合的専門知識を有する者の養成を適切に行うため、登録規程について、新たに「工作物石綿事前調査者」制度を設け、当該調査者となるために必要な工作物石綿事前調査者講習の講義内容を定める等の所要の改正を行いました。（別紙参照）

工作物石綿事前調査者講習の修了者は、令和5年1月11日に公布された石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び関連告示にお

いて、適切に事前調査（工作物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものとして位置づけられ、当該事前調査は当該者等に行わせなければならないことと規定されております。また、大気汚染防止法施行規則（昭和43年厚生省・通商産業省令第1号）及び関連告示においても、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、工作物石綿事前調査者講習の修了者等に行わせることを義務付ける方向で検討が進められていますので、あわせて御了知ください。

つきましては、貴都道府県内の市町村へ周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただくようお願いいたします。

○厚生労働省令第二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事前調査及び分析調査) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 事前調査を行った者の氏名</p>	<p>(事前調査及び分析調査) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日)(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの(第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。)を行った者(分析調査を行った場合にあつては、当該分析調査を行った者を含む。)の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類(分析調査を行った場合にあつては、前項の厚生労働大臣</p>

<p>十 (略)</p> <p>十一 第四項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し</p> <p>十二 分析調査を行った場合には、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 工作物(第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>
<p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

基発0112第2号
令和5年1月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号。以下「改正省令」という。）が令和5年1月11日に公布され、令和8年1月1日から施行される。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

建築物等（建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）における石綿へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）等が令和2年10月1日から順次施行されているところである。

今般、工作物の解体等の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件等について、所要の改正を行った。

2 改正の要点

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（第3条第4項及び第7項関係）

- （1）事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わ

せることを義務付けたこと。

- (2) 事業者は、工作物の解体等の作業に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名を記録し、当該記録及び(1)の事前調査を行った場合においては、当該調査を行った者が(1)の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しを3年間保存することを義務付けたこと。

3 細部事項

- (1) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象(第3条第4項関係)

- ① 本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象は以下のとおりであること。

ア 特定工作物(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物))の解体等の作業

イ 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

- ② 本項の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれるものであること。

- (2) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件(第3条第4項及び第7項第11号関係)

本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めること。

4 施行日

改正省令は令和8年1月1日から施行することとしたこと。

○厚生労働省告示第八十九号

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第二号）の施行に伴い、並びに石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第二条第四項及び第四条の二第一項第三号の規定に基づき、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示

（石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和二年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省） 厚生労働省 厚生労働省 年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省 第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>二 一戸建て住宅等の解体等の作業 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>三 船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等の作業 船舶における石綿含有資材の使用実態の調査（以下「船舶石綿含有資材調査」という。）を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、次項第三号の修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（同項において「船舶石綿含有資材調査者」という。）</p> <p>四 石綿障害予防規則第三条第四項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める工作物（令和二年厚生労働省告示第二百七十八号。次号において「特定工作物告示」という。）第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる工作物の解体</p>	<p>1 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省） 厚生労働省 厚生労働省 年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条環境省 第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>三 船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。） 船舶における石綿含有資材の使用実態の調査（以下「船舶石綿含有資材調査」という。）を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、次項第三号の修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（同項において「船舶石綿含有資材調査者」という。） (新設)</p>

<p>2</p> <p>五 等の作業 登録規程第二条第五項に規定する工作物石綿事前調査者</p> <p>特定工作物告示第六号及び第十二号から第十七号までに掲げる工作物の解体等の作業並びに特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業 第一号又は前号に掲げる者</p> <p>(略)</p>	<p>2</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
---	---------------------------------

(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部改正)

第二条 石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和二年厚生労働省告示第二百七十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）</p>	<p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>（新設）</p>

第三条 石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>石綿障害予防規則<u>第三条</u>第四項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める工作物</p> <p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）<u>第三条</u>第四項ただし書の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物は、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十七（略）</p>	<p>石綿障害予防規則<u>第四条</u>の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物</p> <p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）<u>第四条</u>の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十七（略）</p>

附 則

この告示は、令和八年一月一日から適用する。ただし、第二条の規定は令和五年十月一日から適用する。

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件

厚生労働省

○国土交通省告示第一号

環境省

厚生労働省

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように改

環境省

正し、告示の日から適用する。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

改正後	改正前
<p>建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 建築物石綿含有建材調査者講習(第三条―第十六条)</p> <p>第三章 工作物石綿事前調査者講習(第十六条の二―第十六条の十二)</p> <p>第四章 雑則(第十七条―第二十条)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、建築物における石綿含有建材及び工作物における石綿の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の登録に關し必要な事項を定め、公正に正確な調査を行うことができる者を育成し、もって建築物及び工作物の維持保全並びに建築物及び工作物の解体、改造又は補修作業に伴う石綿による労働者の健康障害及び石綿の排出又は飛散による大氣の汚染の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規程において「一般建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査(以下「建築物石綿含有建材調査」という。)を行う者で、建築物石綿含有建材調査に関する講習であつてこの規程により厚生労働大臣の登録を受け</p>	<p>建築物石綿含有建材調査者講習登録規程</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、建築物における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、建築物石綿含有建材調査者講習の登録に關し必要な事項を定め、公正に正確な調査を行うことができる者を育成し、もって建築物の維持保全並びに建築物の解体、改造又は補修作業に伴う石綿による労働者の健康障害及び石綿の排出又は飛散による大氣の汚染の防止に資することを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規程において「一般建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査(以下「建築物石綿含有建材調査」という。)を行う者で、この規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習(以下「建築物石綿含有建材調査者講習</p>

た講習（以下「建築物石綿含有建材調査者講習」という。）の講義のうち、別表第一の第一欄に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義（以下「建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。

3 (略)

4 この規程において「一戸建て等石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（別表第一において「一戸建て住宅等」という。）に係るものに限る。）を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、別表第一の第一欄に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義（第五条第一項第三号及び第七条第二項第十九号において「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

5 この規程において「工作物石綿事前調査者」とは、工作物における石綿の使用実態の調査（以下「工作物石綿事前調査」という。）を行う者で、工作物石綿事前調査に関する講習であつてこの規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習（以下「工作物石綿事前調査者講習」という。）の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

6 この規程において「建築物石綿含有建材調査制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 五 (略)

7 この規程において「工作物石綿事前調査制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含み、工作物に係る業務に限る。）

二 建設業（工作物に係る業務に限る。）

「という。）の講義のうち、第七条第二項第五号の表の第一欄に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義（次項及び第七条第二項第十八号において「建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。

3 (略)

4 この規程において「一戸建て等石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（第七条第二項第五号の表において「一戸建て住宅等」という。）に係るものに限る。）を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、第七条第二項第五号の表の第一欄に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義（第五条第一項第三号及び第七条第二項第十九号において「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。

(新設)

5 この規程において「制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

一 五 (略)

(新設)

- 三 不動産業（工作物に係る業務に限る。）
- 四 工作物の製造、供給及び流通に関する業
- 五 工作物に使用される石綿の調査及び分析並びに除去等に関する業

第二章 建築物石綿含有建材調査者講習

（登録の申請）

第三条 前条第二項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務（以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うものとする。

2・3 （略）

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う建築物石綿含有建材調査者講習は、登録を受けることができない。

一 三 （略）

（登録の要件等）

第五条 厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 別表第一の第一欄に掲げる講義に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 四 （略）

五 建築物石綿含有建材調査制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第八条に規定する労働災害防止団体（第十六条の四第一項第三

（新設）

（登録の申請）

第三条 前条第二項の登録（以下単に「登録」という。）は、建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関する事務（以下「建築物石綿含有建材調査者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うものとする。

2・3 （略）

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、登録を受けることができない。

一 三 （略）

（登録の要件等）

第五条 厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 第七条第二項第五号の表の第一欄に掲げる講義に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 四 （略）

五 制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第八条に規定する労働災害防止団体である場合その他の建築物石綿含有建材調査者講習

号において単に「労働災害防止団体」という。）である場合その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務を公正に行うことができる」と認められる場合には、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、建築物石綿含有建材調査制限業種事業者がその親法人（会社法第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。第十六條の四第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 申請者の役員に占める建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に建築物石綿含有建材調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 (略)

2 (略)

第七条 (略)

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五條第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とすること。

イ〜ヘ (略)

ト 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）による改正前の労働安全衛生法（第十六條の六第二項第三号トにおいて「旧安衛法」という。）別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了

事務を公正に行うことができると認められる場合においては、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、制限業種事業者がその親法人（会社法第八百七十九條第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 申請者の役員に占める制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 (略)

2 (略)

第七条 (略)

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五條第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とすること。

イ〜ヘ (略)

ト 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経

した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者

チㄣㄣ (略)

四 (略)

五 講義は、別表第一の第一欄に掲げる講義の区分ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を、工作物石綿事前調査者講習の講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る。)及び工作物石綿事前調査者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1及び2並びに建築物石綿含有建材調査報告書の作成の科目を免除することができる。

(削る)

験を有する者

チㄣㄣ (略)

四 (略)

五 講義は、次の表の第一欄に掲げる講義の区分ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を免除することができる。

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間

<p>一戸建て等建築物 石綿含有 建材調査 に関する 講義</p>	<p>建築物石綿 含有建材調 査に関する 基礎知識1</p>	<p>労働安全衛生法その他関係 法令、建築物と石綿、石綿 関連疾患及び石綿濃度と健 康リスクに係る建築物石綿 含有建材調査の基礎知識に 関する事項</p>	<p>一時間</p>
<p>建築物石綿 含有建材調 査に関する 基礎知識2</p>	<p>大気汚染防止法、建築基準 法その他関係法令、リスク ・コミュニケーションその 他の建築物石綿含有建材調 査全般にわたる基礎知識に</p>	<p>一時間</p>	
<p>建築物石綿 含有建材調 査報告書の 作成</p>	<p>調査票の記入、調査報告書 の作成、所有者等への報告 その他の建築物石綿含有建 材調査報告書に関する事項</p>	<p>一時間</p>	
<p>現場調査の 実際と留意 点</p>	<p>調査計画、事前準備、現地 調査、試料採取、現地調査 の記録方法、建材中の石綿 分析その他の現地調査に関 する事項</p>	<p>四時間</p>	
<p>石綿含有建 材の建築図 面調査</p>	<p>建築一般、建築設備と防火 材料、石綿含有建材、建築 図面その他の建築物石綿含 有建材調査を行う際に必要 となる情報収集に関する事 項</p>	<p>四時間</p>	

- 六 講義は、別表第一の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 七 十四 (略)
- 十五 新たに終了考査に合格した者（筆記試験による修了考査に合格しなかった者を除く。第十六条第一項第五号において同じ。）に対し、建築物石綿含有建材調査者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」という。）を交付すること。
- 十六 十七 (略)
- 十八 建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（一般

- 六 講義は、前号の表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 七 十四 (略)
- 十五 新たに終了考査に合格した者（筆記試験による修了考査に合格しなかった者を除く。第十六条第一項第五号において同じ。）に対し、建築物石綿含有建材調査者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
- 十六 十七 (略)
- 十八 建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（一般

一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	一時間
現地調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	三時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間

建築物石綿含有建材調査者を除く。)については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

十九 一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

3
3
5 (略)

(建築物石綿含有建材調査者講習事務規程)

第十条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程を定め、建築物石綿含有建材調査者講習事務の開始前に、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 八 (略)

九 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十 五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十五条 厚生労働大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 四 (略)

建築物石綿含有建材調査者を除く。)については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

十九 一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者については、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

3
3
5 (略)

(建築物石綿含有建材調査者講習事務規程)

第十条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程を定め、建築物石綿含有建材調査者講習事務の開始前に、厚生労働大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 八 (略)

九 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十 五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第十五条 厚生労働大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 四 (略)

五 正当な理由がないのに第十七条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第十六条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えるものとする。

一・二 (略)

三 講義及び実地研修を行った講師の氏名並びに当該講師が当該講義において担当した科目及びその時間

四 (略)

五 修了考査に合格した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の交付年月日及び

証明書番号

2 (略)

第三章 工作物石綿事前調査者講習

(登録の申請)

第十六条の二 第三条(第三項第一号ホを除く。)の規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二条第五項」と、第三条第三項中「第五条第一項第三号イからホまで」とあるのは「第十六条の四第一項第二号イからハまで」と、「次条」とあるのは「第十六条の三において読み替えて準用する第四条」と、「前号ハからヌまで」とあるのは「前号ハ、ニ及びヘからヌまで」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第十六条の三 第四条の規定は、工作物石綿事前調査者講習について

五 正当な理由がないのに第十七条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第十六条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えるものとする。

一・二 (略)

三 講義及び実地研修を行った講師の氏名並びに当該講師が講義において担当した科目及びその時間

四 (略)

五 修了考査に合格した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付年月日及び証明書番号

2 (略)

(新設) 第三章 (新設) 工作物石綿事前調査者講習

(新設)

(新設)

て準用する。この場合において、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「第十六条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(登録の要件等)

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二において読み替えて準用する第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

一 別表第二の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講義の講師として工作物石綿事前調査者講習事務に従事すること。

イ 工作物石綿事前調査者

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において工学、医学その他の工作物石綿事前調査者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は工学、医学その他の工作物石綿事前調査者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ハ イ又はロのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 工作物石綿事前調査制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体である場合その他の工作物石綿事前調査者講習事務を公正に行うことができると認められる場合においては、この限りでない。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、工作物石綿事前調査制限業種事業者がその親法人であること。

ロ 申請者の役員に占める工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の

(新設)

一を超えていること。

ハ 申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員（過去二年間に工作物石綿事前調査制限業種事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が置かれていること。

2 登録は、工作物石綿事前調査者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 工作物石綿事前調査者講習事務を行う者（以下「工作物石綿事前調査者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 工作物石綿事前調査者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 工作物石綿事前調査者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第十六条の五 第六条の規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。この場合において、同条第二項中「前三条」とあるのは「第十六条の二において読み替えて準用する第三条（第三項第一号ホを除く。）」、第十六条の三において読み替えて準用する第四条及び第十六条の四」と読み替えるものとする。

（工作物石綿事前調査者講習事務の実施）

第十六条の六 第七条第一項及び第三項から第五項までの規定は、工作物石綿事前調査者講習について準用する。

2 工作物石綿事前調査者講習事務は、公正に、かつ、第十六条の四第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一 工作物石綿事前調査者講習を毎事業年度一回以上行うこと。

（新設）

（新設）

- 二 工作物石綿事前調査者講習を講義及び筆記試験による修了調査を行う方法により行うこと。
- 三 次のいずれかに該当する者であることを講義の受講資格とすること。
- イ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ロ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ハ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る）、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。二において同じ。）、工作物に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ニ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して四年以上の実務の経験を有する者（ハに該当する者を除く。）
- ホ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ヘ 工作物に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- ト 旧安衛法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に關して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 建築行政に關して二年以上の実務の経験を有する者
- リ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に關して二年以上の実務の経験を有する者

- 又 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ル 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- ヲ ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 講義は、別表第二の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、前号イに該当する者については、工作物石綿事前調査に関する基礎知識1の科目を、建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る。）一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者については、工作物石綿事前調査に関する基礎知識1及び2並びに工作物石綿事前調査報告書の作成の科目を免除することができる。
- 五 講義は、別表第二の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。
- 六 講義の講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 修了考査は、講義を行った後に行い、工作物石綿事前調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとする。
- 八 工作物石綿事前調査者講習を実施する日時、場所その他の工作物石綿事前調査者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 九 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十一 新たに修了考査に合格した者に対し、工作物石綿事前調査

者講習の終了後、その事実を証する書類（以下「工作物石綿事前調査者講習修了証明書」という。）を交付すること。

十二 講義を受講し、かつ、修了考査に合格しなかった者に対し、その申請により、講義を受講したことを証する書類を交付すること。

十三 講義を受講した者については、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される講義を受講した者とみなすこと。

（定期講習）

第十六条の七 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、工作物石綿事前調査者に対して、工作物石綿事前調査に必要な知識及び技能の維持向上を図るための講習を定期的に実施することができる。

（登録事項の変更の届出）

第十六条の八 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。

（工作物石綿事前調査者講習事務規程等）

第十六条の九 第十条（第一項第六号を除く。）から第十二条までの規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、第十条第一項第十四号中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条の十二において準用する第十六条第一項」と読み替えるものとする。

（適合勧告等）

第十六条の十 第十三条及び第十四条の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、第十三条中「第五条第一項各号」とあるのは「第十六条の四第一項各号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

「と、第十四条中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第十六条の六第一項において準用する第七条第一項又は第十六条の六第二項」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第十六条の十一 厚生労働大臣は、工作物石綿事前調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工作物石綿事前調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて工作物石綿事前調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣にその旨を通知するものとする。

一 第十六条の三において準用する第四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十六条の六第一項において準用する第七条、第十六条の六第二項、第十六条の八、第十六条の九において読み替えて準用する第十条、第十一条若しくは第十二条第一項又は次条において読み替えて準用する第十六条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十六条の九において準用する第十二条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がないのに前条において読み替えて準用する第十三条又は第十四条の規定による勧告に従わなかったとき。

五 正当な理由がないのに第十七条第二項において準用する同条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 第十五条第二項の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第十六条の十一第一項各号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)

(新設)

第十六条の十二 第十六条の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「講義及び実地研修」とあるのは「講義」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第十七条 (略)

2 前項の規定は、工作物石綿事前調査者講習実施機関について準用する。

(公示)

第十八条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- 一 第二条第二項又は第五項の登録をしたとき。
- 二 第九条又は第十六条の八の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条(第十六条の九において準用する場合を含む。)の規定による届出があったとき。
- 四 第十五条若しくは第十六条の十一の規定により登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事務若しくは工作物石綿事前調査者講習事務の停止を指示したとき。

(関係機関の長の連携)

第十九条 厚生労働大臣は、第二条第二項又は第五項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九条、第十条及び第十一条(これらの規定を第十六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第十六条の八の規定による届出があったときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(報告の徴収)

第十七条 (略)

(新設)

(公示)

第十八条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九条の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条の規定による届出があったとき。
- 四 第十五条の規定により登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の停止を指示したとき。

(関係機関の長の連携)

第十九条 厚生労働大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九条から第十一条までの規定による届出があったときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第十三条若しくは第十四条（これらの規定を第十六条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告をし、又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は環境大臣に意見を求めることができる。

4 国土交通大臣又は環境大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第十三条若しくは第十四条（これらの規定を第十六条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の勧告又は第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の報告の徴収をすべきことを要請することができる。

5 （略）

（権限の委任）

第二十条 この規程に規定する厚生労働大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五号第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五号第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 この規程に規定する環境大臣の権限は、第三条第二項第二号（第十六条の二において準用する場合を含む。）及び第五号第二項第三号の事務所又は第十六条の四第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 厚生労働大臣は、第十三条若しくは第十四条の規定による勧告をし、又は第十七条の規定による報告を求めようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は環境大臣に意見を求めることができる。

4 国土交通大臣又は環境大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第十三条若しくは第十四条の勧告又は第十七条の報告の徴収をすべきことを要請することができる。

5 （略）

（権限の委任）

第二十条 この規程に規定する厚生労働大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五号第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五号第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 この規程に規定する環境大臣の権限は、第三条第二項第二号及び第五号第二項第三号の事務所のうち主たるものの所在地を管轄する地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別表第一（第二条、第五条、第七条関係）

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
	石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点		調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間

（新設）

				一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義
現場調査の実際と留意点	建築物石綿含有建材調査の調査	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項
三時間	一時間	一時間	一時間	一時間

別表第二（第十六条の四、第十六条の六関係）

科目	内容	時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用	四時間

建築物石綿含有建材調査報告書の作成	の現地調査に関する事項
調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告	その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項
一時間	

（新設）

留意点 工物石綿事前調査報告書の作成	される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間
-----------------------	--	-----